

第28号議案

通学区域の調整について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第11号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年8月23日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則第2条第3項の規定により、通学区域の調整を行おうとするものである。

京都府教育委員会告示第●号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第2条第3項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、平成31年度第1学年入学者に適用する。

平成30年8月31日

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び口丹通学圏	京都府立綾部高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
京都市・乙訓通学圏、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京都府立西城陽高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京都府立久御山高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
山城通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏	京都府立洛北高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京都府立鳥羽高等学校	普通科（スポーツ総合専攻） 20人以内
	京都府立亀岡高等学校	普通科（美術・工芸専攻） 20人以内
京都市・乙訓通学圏	京都府立北桑田高等学校	普通科 12人以内
	京都府立東宇治高等学校	普通科 28人以内
府の区域の全部（京都府立洛北高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京都府立洛北高等学校	普通科 80人以内
府の区域の全部（京都府立城南菱創高等学校（普通科）の通学区域を除く。）	京都府立城南菱創高等学校	普通科 80人以内
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、南丹市及び京丹波町	京都府立南丹高等学校	総合学科※ 60人以内

※ 京都市（周山中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村から入学できる者は、10人以内とする。